



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *64 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *65 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課)..... 1

規 則

和歌山県規則第64号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第22号) の一部を次のように改正する。

本則第1号から第9号までの規定中「平成22年3月1日」を「平成23年3月1日」に改め、本則第10号中「平成22年3月1日から同月末日まで」を「平成23年2月1日から同年3月末日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

和歌山県規則第65号

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県消費生活条例施行規則 (平成9年和歌山県規則第30号) の一部を次のように改正する。
目次中「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に改める。

第2条の4を削る。

第3条中第16号を第19号とし、第15号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思表示をしたにもかかわらず、退去させないで
契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第3条中第14号を第16号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同条第5号中「故意に事実を告げないで、」を「将来における不確実な事項について断定的判断を提供して」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 商品等の販売に際して、事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、若しくは偽って、又は他の事業者であると誤認させるような方法で情報を提供して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第3条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 商品等の販売に際して、消費者が過去に関わった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の取引に係る不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益が拡大すること若しくは新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第3条に次の2号を加える。

(20) 消費者の意に反して同一の消費者に対し商品等を反復継続して供給し、又は契約の更新を勧誘し、若しくは契約を締結させる行為

(21) 商品等の購入資金に関して消費者からの要請がないにもかかわらず、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧め、又は定期預金、生命保険等の解約等をして資金を調達させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

第4条第6号中「こと。」を「行為」に改め、同号を同条第10号とし、同条第5号を同条第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める条項を設けた契約を締結させる行為

(9) 債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任又は当該瑕疵に係る事業者の修補責任の全部又は一部を不当に免除する条項を設けた契約を締結させる行為

第4条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法令の規定が適用される場合に比して消費者の権利を制限し、消費者の義務を加重し、又は信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為

第4条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 通常の取引価格に比して著しく高い価格を定める内容の契約を締結させる行為

第4条に次の1号を加える。

(11) 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させることとなる内容の契約を締結させる行為

第5条に次の3号を加える。

(7) 消費者の関係人に対し、正当な理由なく電話その他の通信手段を用いて連絡を取り、又は訪問等を行うことによって、法律上支払義務のない者に債務の履行への協力を迫る行為

(8) 事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他の事業者を特定する情報を明らかにせず、又は偽って、消費者に対し、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

(9) 継続的に商品等を提供する契約に関して、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止する行為

第6条に次の2号を加える。

(5) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

(6) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫等をして契約の存続を強要する行為

第3章中第14条を削り、第13条を第14条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第6条の次に次の1条を加える。

第7条 条例第18条第1項第5号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信を招く表現を用いて、与信契約等（条例第18条第1項第5号に規定する与信契約等をいう。以下同じ。）の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為

- (2) 商品等の売買契約の締結又はその勧誘に際して、与信に関する重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報若しくは誤認させる情報を消費者に告げて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (3) 他の事業者の求めにより消費者が名義の貸与をした契約を締結し、当該契約に基づく債務が消費者の意に反するものであることを知り、又は知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (4) 販売業者等の行為が条例第18条第1項第1号及び第2号に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある商品等の販売をする者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせる行為
- (5) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話し、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

第31条第2項中「条例」を「条例第18条第5項及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第18条第5項の規定により事業者意見書を提出する機会を与える場合には、あらかじめ、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 情報提供の原因となる事実
- (2) 情報提供の内容及び根拠となる条例等の条項
- (3) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第10号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。